

【「徳島バッテリーバレイ構想」県内企業販路開拓伴走支援事業】仕様書

1 委託業務名

「徳島バッテリーバレイ構想」県内企業販路開拓伴走支援事業

2 業務の目的・概要

「徳島バッテリーバレイ構想」推進において、県内企業の蓄電池関連産業（※）への販路拡大の後押しを目的に、企業の現状分析から営業基盤の構築、支援計画の設定、実行支援まで一貫して支援する。

（※）徳島バッテリーバレイ構想で定義する蓄電池関連産業をいう。以下同じ。

3 業務の内容

県が指名する県内企業2社について、以下の業務を行う。

なお、具体的な進め方について、受託者は適宜県と協議を行い、県の指示に従うほか、業務の進捗状況について、適宜報告を行うものとする。

（1）現状分析・情報整理

ア 蓄電池産業の市場動向

蓄電池の市場環境や、競争環境などを分析。また、支援企業を取り巻く競合他社や取引先などの現状を分析。

イ 支援企業の現状分析

支援企業の内部環境について、面談の実施や企業からの提供情報を基に分析。

（2）営業基盤の構築（営業戦略の具現化と営業ツールの作成）

（1）にて実施した内容を基に、営業戦略の具現化および販路開拓（マッチング）を見据え、支援企業が活用できる以下3点の営業ツールを作成する。

- ① 製品紹介資料
- ② 営業アプローチマニュアル
- ③ 営業先リスト

（3）支援計画の設定

（2）にて具現化した営業戦略を基に、実行計画（アクションプラン）を支援企業ごとに設定する。なお、各支援企業と内容を協議し、合意形成を行う。

（4）実行支援

（1）、（2）、（3）の内容を踏まえ、「販路開拓（マッチング）機会の創出」に向け、支援企業に応じた伴走支援を行う。

（5）フォローアップ

支援終了後のロードマップおよび実行計画を策定する。

4 その他留意事項

- (1) 事業実施にあたっては、受託者自らが管理運営することとし、再委託等による一括下請けは行わないこと。業務の一部を再委託する必要がある場合は、県に事前に協議すること。
- (2) 本業務の成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、当該成果品引渡し時に、県に帰属するものとする。
- (3) 契約後において、内容を変更する必要がある場合の対応は、別途協議によること。
- (4) 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は事業が終了した年度の終了後5年間保存するとともに、本事業に係る検査が行われる場合は協力すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、定めるものとする。

5 成果の報告

委託業務の終了後速やかに、別途指定する様式による委託業務完了報告書を作成し、提出すること。完了報告に当たっては、実施内容が把握できるよう次のもの（自由形式）を添付すること。提出方法については、県の指示に従うこと。

- (1) 成果報告書（事業実施内容をまとめたもの）
- (2) 成果品（製品紹介資料、営業アプローチマニュアル、営業先リスト）
- (3) 1年目実行計画
- (4) 2年目以降のロードマップおよび実行計画
- (5) 委託業務に係る経費報告書